

●臨時的任用職員●

公開日	令和7年9月24日(水)
職 種	臨時的任用職員(期限付常勤講師)
人 数	1名
給料等 (見込)	○給料(月額、教職調整額、特支勤務手当含む)268,480円~360,628円 ※給料は上記の範囲内で、職歴、経験年数を考慮し決定 ○地域手当 給料、扶養手当の月額合計額に支給割合(3.2%)を乗じて決定 ○通勤手当(片道通勤距離2km以上が支給対象) ・自家用車等による通勤の場合 月額30,700円を上限に、通勤距離に応じた額を支給 ・公共交通機関利用の場合 最も長い期間の定期券等の額等を実費支給 ○その他諸手当 特定の要件を満たす場合に、扶養手当、住居手当を支給 ○期末手当・勤勉手当 基準日(6月1日及び12月1日)における在職期間等に応じて支給 ○退職手当 勤務期間が6か月未満の場合は支給なし
雇用期間	令和7年10月1日(水)~令和8年3月31日(火)
勤務場所	香川県立香川中部支援学校(高松市田村町784番地)
勤務時間	月から金曜日の週5日間勤務。 【勤務時間】8:20~16:50 【休憩時間】12:50~13:20、15::25~15:40(長期休業中の休憩時間12:15~13:00) ※ただし、学校行事等で土・日・祝日に勤務する場合があります。
加入保険等	・公立学校共済組合(短期給付) ・厚生年金保険 ・公務上及び通勤途上の災害については、地方公務員法災害補償法の適用あり ※雇用保険の適用なし
問合せ先	香川県立香川中部支援学校 TEL:087-867-3522 担当:教頭 西岡
募集期間	令和7年9月24日(水)~
備 考	教職員互助会に加入

・香川県教育委員会により、地方公務員法第22条の3に規定する「臨時的任用職員」の講師として任用されます。

・次の地方公務員法第16条の欠格事項のいずれにも該当しない者に限ります。

(ア)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(イ)当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(ウ)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

・小学校、中学校、高等学校いずれかの教員免許状が必要。特別支援学校教員免許状があれば尚よい。

・必ずハローワークを通じて応募してください。

・応募者多数の場合、募集期間を切り上げて締め切ることがあります。

・面接および書類による選考を行います。

・面接の時間等については、応募後、電話にてご連絡いたします。